

策定の目的 ガイドライン

なるガイドラインの対象と ガイドラインの対象と

「現状と課題」で掲げたように、防犯カメラは安全・安心の確保に役立つと考えられている反面、人の容姿等を撮影し、又は記録するものであるため、近年、関連法令等の整備が進んだ個人情報保護や、プライバシー保護の観点と対峙するという課題を抱えています。

そこで札幌市では、市民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する市民の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進していくため、事業者等^{*}の皆さんに配慮をお願いしたい事柄をまとめたガイドラインを作成しました。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

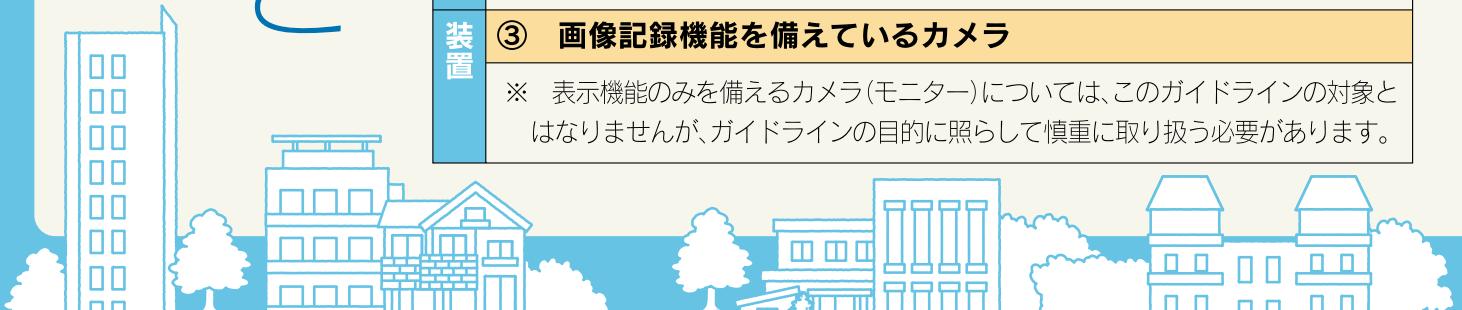
* 地域防犯活動団体や商店街振興組合なども含みます。

このガイドラインの対象となるカメラは、犯罪の予防を目的(犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。)として不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置している画像記録機能を備えているカメラとします。

また、画像とは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、特定の個人を識別できるものをいいます。

—以下の3つの要件すべてに該当するカメラ—

場所	① 不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置するカメラ
	道路、金融機関、スーパー、コンビニ、ゲームセンター、商店街、地下街、ホテル・旅館などに設置するカメラが対象となります。 ※ マンション等の共同住宅については、このガイドラインの対象となりません。 なお、イベントなどで一時的に設置するカメラについても、このガイドラインの対象とはなりませんが、ガイドラインの目的に照らして慎重に取り扱う必要があります。
目的	② 犯罪の予防を目的として設置するカメラ
	※ 施設管理、事故防止、防火・防災という目的のカメラであっても、犯罪の予防を副次的目的として設置するのであれば、このガイドラインの対象となります。
装置	③ 画像記録機能を備えているカメラ
	※ 表示機能のみを備えるカメラ(モニター)については、このガイドラインの対象とはなりませんが、ガイドラインの目的に照らして慎重に取り扱う必要があります。



防犯カメラの設置及び運用に関して配慮すべき事項

1

設置目的の明確化及び撮影の範囲



防犯カメラの設置が、目的の範囲を超えて行われた場合、市民の不安感や権利利益を侵害する恐れがあります。

このため、防犯カメラを設置する際には、目的を明確にするとともに、撮影する範囲と設置する場所について十分検討し、その目的を達成するために必要な範囲に限って撮影するようにします。

2

管理及び運用の体制



(1) 防犯カメラの設置者(以下「設置者」といいます。)は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図ります。

(2) 設置者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用に係る責任者(以下「管理責任者」といいます。)を指定します。

※ 管理責任者とは、防犯カメラ設置店舗の店長や警備責任者など、防犯上必要な業務を適切に遂行できる地位にあり、防犯カメラ及び画像の管理運用を行う者をいいます。

(3) 設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者(以下「操作担当者」といいます。)を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止します。

※ (2)と(3)の「必要があると判断する場合」とは、設置者又は管理責任者自らが防犯カメラを管理及び運用することが困難な事情がある場合などをいいます(24時間営業の店舗など)。

